

# インターネット上の名誉毀損における 当事者の匿名性をめぐる問題

和田 真 一

## 目 次

### はじめに

被害者の匿名性と名誉毀損の成否

「対抗言論の法理」

加害者の匿名性とプロバイダの責任

プロバイダ責任制限法施行後の課題

## はじめに

本稿は、インターネット上の名誉毀損の場合、電子掲示板や会議室での表現行為がハンドルネームによって行われ、実名では行われないことから生じる法的問題についてまとめて検討しようとするものである。取り上げる対象としては、電子掲示板や会議室での名誉毀損当事者以外の第三者に名誉毀損的な発言が公開されているケースに限定する。ある者が特定の者に名誉毀損的な内容の電子メールを送付するような場合には、媒体としてはインターネットが経由されているかもしれないが、手紙や電話、FAXで同様の表現が行われた場合と同様、侮辱による名誉感情の侵害は構成しても、社会的信用の毀損<sup>1)</sup>は構成しないからである。電子メール利用の場合であっても、名誉を毀損された被害者本人以外への送付や、本人と併せてCCやBCCを用いる等して第三者にも送付されたときには、名誉毀損が成立し得るが、匿名性がなければ、従来の名誉毀損法理があてはまると考えられよう。

プロバイダ等を介して行われる加害者や被害者をお互いに知りえない名

誉毀損の場合、次のような点が議論されてきた。第1に、被害者の実名などが知られないままで名誉毀損が成立するのか。第2に、インターネット上での表現行為については、反論が容易に可能であるから、名誉毀損的な表現に対しては反論すれば足りるという考え方の当否。そして、匿名での発言の保護の必要性。第3に、被害者は名誉毀損的発言があったとしても直接にそれを削除できないことから、電子掲示板や会議室に対するプロバイダ等の管理責任者にはこの発言を削除するなどの行為義務があるのか。このような措置がプロバイダによってとられない場合、ないしはこのような措置と併せて、被害者が加害者に対して損害賠償、謝罪、発言の差止めを請求するために加害者の氏名、電子メールアドレス、住所などのプロバイダが知りえている情報の開示請求ができるかである。最後の点は、2002年5月27日施行の「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(以下、プロバイダ責任制限法と略称)により立法的対応を見たところであるが、これまでの到達点を確認し、法制定後の課題を明らかにしておきたい<sup>2)</sup>。

## 被害者の匿名性と名誉毀損の成否

インターネット上でいわゆるハンドルネームなどを用いている者が、電子掲示板や会議室において他人の書き込みにより名誉を毀損されることがあるのか。ハンドルネームに対する中傷や誹謗であるときに、「サイバースペース社会上の名誉毀損」のようなものを認めるべきかにつき議論がある。判決例から見てみよう。

### (1) 判決例

この問題が論じ始められたのは「ニフティサーブ第1事件」からであるが、後述するように匿名での名誉毀損の成立が論点になる事案であったのかどうかについては注意を要する。

[01] 東京地判平成9年5月26日判時1610号22頁「ニフティサーブ第1事件」

原告：ハンドルネーム「Cookie」，被告：ニフティ株式会社。100,000円（プロバイダ Y<sub>1</sub> とシステムオペレーター Y<sub>2</sub> に対し）+ 400,000円（直接加害者 Y<sub>3</sub> に対し）認容。

[事実] X は、Y<sub>1</sub> が主宰者であるパソコン通信（ニフティサーブ）の会員であり、「Cookie」というハンドルネームを用いて現代思想フォーラムのフェミニズム会議室に活発に書き込みを行い、一時は、本件フォーラムのシステムオペレーター A から課金免除資格も与えられていた。Y<sub>2</sub> は、平成5年11月頃、現代思想フォーラムのシステムオペレーターに就任した。Y<sub>3</sub> は、X と同じくニフティサーブの会員である。

Y<sub>3</sub> は、平成5年11月29日から平成6年3月27日にかけて、本件フォーラムの電子会議室に、X の名誉毀損にあたる発言を掲示した。Y<sub>2</sub> は、平成6年2月25日に X 代理人から送付された書面による削除要求を受けて Y<sub>3</sub> の発言の一部を削除した。X は、Y<sub>3</sub> の発言によって名誉が毀損され、Y<sub>2</sub>、Y<sub>3</sub> に対しては不法行為に基づき、Y<sub>1</sub> に対しては使用者責任または債務不履行責任に基づき損害賠償の支払いまたは謝罪広告の掲載を請求した。これに対し、Y<sub>3</sub> は、X に対して、X がスクランブル機能を用いて事実上 Y<sub>3</sub> を排除したことは村八分による名誉毀損にあたり、Y<sub>3</sub> の職場でのトラブルを暴露したことはプライバシー権侵害にあたるとして、X に対し損害賠償および謝罪広告掲載を求める反訴を提起した。

[理由] 「電子会議室に書き込まれた発言は、多数の会員がこれを読むことができるという意味において公然性を有するというべきところ、(1) Y<sub>3</sub> は、これらの発言中において、繰り返し「Cookie」が X であることを、人物の特定にとって最も重要な要素であるというべき X の本名を示して明らかにしていること、(2) Y<sub>1</sub> 発行の会員情報誌である

「ONLINE TODAY JAPAN」の平成5年9月号には、「Cookie」がXであることが、Xの本名を示して明らかにされていたこと、(3) Xは、ニフティサーバ上で、職業及び訳書名を公開していたことに照らすと、本件各発言が書き込まれた当時、「Cookie」とのハンドル名を用いている者は、Xであるという事実を多数の会員が認識し得る状態にあったものといえることができる。したがって、本件においては、Xに関して匿名性が確保されているとはいえないから、本件各発言によって、Xの名誉は毀損されたものといふべきであって、右Y<sub>1</sub>らの主張は、採用することができない。」

この判決では、被害者が最後まで匿名であったわけではなく、理由中の最後に述べられているように、被害者自らが明らかにしている職業名および訳書名から「Cookie」のハンドル名を用いるものが被害者本人であることがこのサービスの会員には認識し得る状態にあったことがポイントである。そして、被害者の匿名性は控訴審の[02]東京高判平成13年9月5日判時1786号80頁でも争われることはなかった。ネット上で実名が明らかなケースについては、もちろん名誉毀損の成立には問題を生じない。例えば、プライバシー侵害ケースでは[03]、名誉毀損ケースでは[04]がある。[01]はむしろこういったケースに近い事案といえるのである。

[03] 神戸地判平成11年6月23日判時1700号99頁

原告：自己の氏名、ハンドルネーム「らいちょう」「雷鳥」、被告：実名など個人情報が開示された。202,380円認容。

[事実] X(眼科医師)とYは、A会社が運営するパソコンネットワーク上の掲示板の利用者として登録され、日常的に掲示板を利用していたが、Yはこの掲示板に、Xの氏名、職業、Xの開設する診療所の住所、電話番号(すでにNTT作成の地域別の職業別電話帳に広告掲載されている情報)の掲示をしたところ、その掲示の日および翌日にXの診療所に第三者からの数十回にわたる悪戯電話と思われる不

審電話がかかり、NTT の撃退サービスを受けた。そのほか、X の名で通信販売の注文があったとして、同診療所に注文商品の配達がなされた。X は、プライバシー侵害を理由に、慰謝料100万円、信用毀損による損害50万円など181万360円の賠償請求をした。

[理由] 「X の氏名、職業、診療所の住所・電話番号の右電話帳への掲載は、右電話帳作成の目的及びその掲載内容に照らし、X においてその掲載に係る個人情報の伝搬の範囲を診療所営業にかかわる範囲に制限しているものであるといえる。したがって、その限りで、右電話帳に掲載された X の個人情報は、なお私生活上の事柄としての側面も有するものと認められる」としてプライバシー侵害を肯定した。

[04] 東京地判平成11年9月24日判時1707号139頁「都立大学事件」

原告：実名、被告：書き込んだ本人については名誉毀損責任肯定、大学については否定。原告3名に対し3,000円づつ損害賠償請求認容。

[事実] X と Y<sub>1</sub> らは、Y<sub>2</sub>（東京都）が設置する都立大学の学生であり、X らのグループと Y<sub>1</sub> らのグループとの間には都立大学の自治会ないし新聞会の正当性をめぐって争いがあったが、平成10年3月の入学手続の際に両グループが衝突し、両グループの学生が1週間から10日の傷害を負うという事件が発生した。Y<sub>1</sub> らは、都立大のパソコン教室のシステム（Y<sub>2</sub> に雇用される公務員である情報教育担当教員が運営）内で、学生個人の利用資格で開設していたホームページに、X らグループが Y<sub>1</sub> らに暴力を振るい傷害を負わせたことなどを内容とする文書を掲載した。X らは、平成10年8月に都立大学に対して抗議文を送り、都立大学はこのホームページへのリンク停止を行い、アクセスを容易にできないようにし、運営者である情報教育担当教員は本文書を削除する措置はとらず、本件提訴後にホームページを閉鎖した。X は、Y<sub>1</sub> らに対しては名誉毀損の不法行為を理由として、Y<sub>2</sub> に対しては主的に名誉毀損的文書を知った後の削除義務違反、名誉毀損に

あたらないと判断したのであればその過失に基づく不法行為を理由として、各30万円の慰謝料と謝罪広告の掲載を求めた。

[理由]  $Y_1$ らの名誉毀損については、 $X$ の社会的信用を低下させるものであったとして肯定し、原告1人につき3,000円の慰謝料を認容し、その余の請求は棄却した。

逆に、後掲の[06]は、発言の一部について、ハンドルネームなどが被害者の実名を示唆するものではないとして、名誉毀損の成立を否定している。これらの判決例の限りでは、ハンドルネームなどから本人が全く特定できない場合にまで名誉毀損の成立を認める状況にはないものといえる。

## (2) ハンドルネームに対する名誉毀損の成否

しかし、学説はハンドル名のような匿名によっても名誉毀損が成立するのかという問題提起を行っている。

ハンドルネームでの名誉毀損の成立を積極的に構成しようとする1つの見解は、インターネット上でハンドル名を用いて活動する本人の人格的法益が存在すると考えるものである。例えば、山口いつ子は、ハンドルネームのみを用いた攻撃であっても、攻撃対象となった本人にとってはパソコン通信の世界で活動する上で不利益がもたらされる可能性があると言<sup>3)</sup>。高橋和之も、ヴァーチャル・ソサイアティにおいては名誉毀損と捉えてよい<sup>4)</sup>とする。加藤新太郎も、このような肯定説を支持するようである<sup>5)</sup>。

町村泰貴は、さらに進めて次のように説明している。「コンピュータ・ネットワーク上の社会であるサイバースペースでは、住所氏名に表章される現実社会のアイデンティティとは切り離された仮想人格(ヴァーチャル・パーソナリティ)を一つないし複数発展させることが可能であり、現に行われている。この仮想人格は、それ自体の名誉が傷つけられても現実社会の名誉・信用が毀損されたとは言えない程度に独立性の高いものでありうる。そしてこのような仮想人格を発展させることは、単なる現象にとどまらず、人格権ないしプライバシー権の一つとして法的保護に値いし、

匿名による情報発信を禁止する法令は憲法上の問題を惹起するであろう。また、サイバースペースに他人の実名・住所などを無断で暴露することは違法と評価されるのである。」<sup>6)</sup>

### (3) 考 察

インターネット上の電子会議室や掲示板を利用するにあたり、インターネット上では本人の徴表として通用が認められているハンドルネームに対して名誉毀損が行われた場合に、本人にインターネット「社会での評価の低下」が生じることは認めることができるから、これに対して保護の必要性は否定できないと思われる。

しかし、実在の人物とは全く切り離されたハンドルネームで活動する「インターネット上の人格」の存在を認める必要までもなく、あくまで本人の人格的利益がインターネット上で侵害されたとみることでは十分ではないかと考える。実在しない人格をあたかも実在するかのようにインターネット上に作り上げることは可能であるが、このような創造の産物に対して名誉やプライバシーは考えられない。

実際の事件ではすでに指摘したように[01]「ニフティ第1事件」をはじめ全く本人が特定できないにもかかわらず名誉毀損の成立を認めたものはない。従来事件は、インターネット上の社会的評価の低下が本人と結びついており、名誉毀損の成立には問題がないといえよう。また、ハンドルネームはあくまで被害者本人を示す一つの徴表であるから<sup>7)</sup>、他の要素から本人が特定される場合にも同様に名誉毀損の成立を認めることは問題ないであろう。この点につき、斎藤博は、「被害者の特定はその名称のみに依存するものではない。ハンドル名さえも表示せず、性格、職業、地位などの属性を挙げるにすぎないときであっても、その属性から実在の人物を特定できる限り、「匿名性」を論じる余地はない」という<sup>8)</sup>。もっとも、手嶋豊は、[01]事件のように被害者自らが本名を明らかにしている場合には、名誉毀損の成立を認めるかどうか疑問を呈する余地もあると指摘す

る<sup>9)</sup>。

インターネット上の社会的評価の低下を名誉毀損として考えるならば、名誉毀損となる発言の対象が客観的に見て実在の人格に結びつくことまでは必要ないとする。したがって、ハンドルネーム宛ての名誉毀損であっても本人と結びつく要素がないときであっても名誉毀損の成立は認めてよい。本人との関連性は、その名誉毀損の内容の判断、つまり「本人の」社会的評価の低下が存在するかどうかの判断の際に考慮されるべきである(前述の通り全く架空のキャラクターであるならば、この意味での社会的評価の存在は認められない)。したがって、私見としては、そもそも第3者からみてハンドルネームと本人が結びつく必要はないから特定する要素の幅を広げるまでもなく、本人自らが名乗り出て特定させたからといってインターネット上の社会的評価の低下については影響ないものとする。ただし、インターネット上の名誉毀損の相手方と本人が連結されることによって、インターネット外での社会的評価が低下するということも考えられるので、この部分については本人の加功が考慮され得ると考えるべきであろう。

## 「対抗言論の法理」

### (1) 判決例

インターネット上の会議室や電子掲示板における書き込みによる名誉毀損の場合、被害者と加害者双方がそれらのメンバーである場合には、加害者の名誉毀損的発言に対して、被害者自身が加害者の発言が流布されたのと同じ範囲に反論することは、従来のマスメディアによる名誉毀損と較べれば容易であるといえる。このような双方向性こそ電子会議室や掲示板の特徴なのである。また、判決例に現れた限りでは、名誉毀損的発言の発信者も個人であり、立場の対等性がある。

従来とりわけ名誉毀損に対する差止めをめぐる議論で、差止めよりも反

論，モア・スピーチによって表現の自由と被害者の人格権の実現との調整を図るべきであるとの意見は有力に存在したが<sup>(10)</sup>，インターネットでの名誉毀損では反論可能性の容易さゆえにそのような主張は早々に論じられるところとなっている。「対抗言論の法理」と呼ばれているようである。以下ではこの点につき議論を整理してみたい。

(a) 「対抗言論の法理」を用いないケース

判決例では，そもそも「対抗言論の法理」が主張されていないのことも多い（[ 01 ] [ 02 ] [ 04 ] [ 07 ] [ 08 ] 参照）。また，個人情報が開示されたこと，すなわちプライバシー侵害が問題となる限りでは，反論によっては何も回復されないのであるから，「対抗言論の法理」は問題にならないのは当然である（[ 03 ]）。

(b) 「対抗言論の法理」を用いるケース

これに対して，「対抗言論の法理」を考慮，採用して名誉毀損の成立を否定したのは次の2件である。

[05] 東京地判平成9年12月22日判時1637号66頁「PC-VAN 事件」

原告：ハンドルネーム「ぼにいてーる」，被告：ハンドルネーム「酔人テラ」。請求棄却。

[事実] X（原告）と Y（被告）は，パソコン通信網 PC-VAN の会員であったが，X が A の所有する会員番号（ID）を盗用してオンライン会話サービス（OLT）を利用した疑惑が取り沙汰された。Y は，この OLT で X と会話をし，疑惑の真相を尋ねたところ，X が回答を拒否したため，X が犯人である旨の文言を含む X との会話の通信記録を，PC-VAN 会員であれば誰でも読むことができる電子掲示板に掲示した。そこで，X は，名誉毀損，プライバシー侵害，通信の秘密の侵害，著作権侵害の不法行為になるとして120万円の損害賠償を請求した。

[理由] 「本件掲示中の「多分犯人は貴方なのでしょう。AI の言うとお

り。」という被告の発言は、「多分」「AIの言うとおり。」などの表現などに照らすと、XがAI出版の所有するTHB56898のIDを不正使用したという事実そのものを摘示したのではなく、その点についてのXに対する疑惑が極めて濃厚であると評価し、表現したものと認めるのが相当である。しかし、本件掲示行為の当時において、Xが右IDを不正使用したという疑惑は、AI出版の前記「PC-VAN会員の皆さまへ」と題する掲示、訴外Aの「百舌鳥伶人氏のID不正使用について」と題する掲示等が電子掲示板に掲示されたことに加え、Xの反論やその他のPC-VAN会員の前記のような発言が電子掲示板に多数回にわたり掲示されたことによって、不特定多数の会員の知ることができる状態に置かれていたのであり、不特定多数の会員の間で極めて濃厚な疑惑として受け止められていたことは容易に推測される。しかも、本件掲示において、XによるIDの不正使用に関する具体的事実は何ら摘示されていないこと、Xが右疑惑は事実ではないと反論していることがそのまま記載されていることなどに照らすと、本件掲示は、既にAI出版やA等により電子掲示板に掲示された前記情報によって不特定の会員が知ることのできる右疑惑の具体的な内容に新たな事実を付加するものではなく、その掲示によって、疑惑の確度に対する従来の印象を超えて新たにYに対する右疑惑を深めたとはいえない。」

[06] **東京地判平成13年8月27日判時1778号90頁「ニフティサーブ第2事件」**

原告：ハンドルネーム「A～E」、途中から本名に変更、被告：ニフティサーブ株式会社、直接加害者：ハンドルネーム「神名」。請求棄却。

[事実] Xは、平成7年10月、パソコン通信サービス提供などを業とするY(ニフティサーブ)と会員契約を締結し、Yからパソコン通信サービスの提供を受けていた。ところが、Yの他の会員AがXが被

害妄想を持っている，学歴を詐称しているなどの名誉毀損および侮辱の書き込みをした。そこで，X は，Y が A の氏名，住所を隠匿したことと，書き込みに対して適切な措置をとらなかったとして慰謝料100万円と A の氏名および住所を開示するよう求めた。

[理由] 「パソコン通信上の発言が人の名誉ないし名誉感情を毀損するかどうかを判断するに当たっては，発言内容の具体的な吟味とともに，当該発言された経緯，前後の文脈，被害者からの反論をも併せ考慮した上で，パソコン通信に参加している一般の読者を基準として，当該発言が，人の社会的評価を低下させる危険性を有するか否か，対抗言論として違法性が阻却されるか否かを検討すべきである」として一部の発言を違法性阻却されるものとし，また一部の発言については，Y の用いたハンドルネームが X の実名を示唆するものとは認められず不法行為を構成しないとした。

[05] では反論が行われたことも一つの考慮材料として，全体として従来から存在した社会的評価が被告の発言によってあらたに低下したものとはいえないとしている。他方，[06] は名誉毀損という権利侵害状況を反論によって被害者自ら除去したのであるから，その限りにおいて違法性は阻却されるという考え方であろうか。しかし，いったん現実に発生した名誉毀損はその後の事情によって消長するものではない。被害者の反論によって誤解が解かれたのであれば，加害者自らにいまさら取消訂正文の公表や削除などの妨害排除行為を行わせる必要はないこともあり得るが，名誉毀損行為によって発生した損害に対する賠償請求は認められるべきなのではないかと考えるのである<sup>11)</sup>。

## (2) 学 説

(a) 松井茂記は，インターネットによらない表現の場合と同様に，名誉を毀損されても反論で対抗するのが原則であるとの考え方にに基づき，それが不可能な場合にのみ名誉毀損的表現ははじめて制約を受け得ると考え

る<sup>12)</sup>。高橋和之も、この「対抗言論の法理」を支持する。対抗言論によって名誉毀損は回復されると考えるからである。しかし、名誉毀損に対して平等な立場で対抗言論が可能であることが前提とされており、そこから次のような例外を認容する。すなわち、「被害者が、批判・攻撃を受けるような立場に自ら進んで身を置いたという事情」がある場合に限り対抗言論によることを認めるべきである。突然第三者の攻撃にさらされたような場合にまで対抗言論によることを要求することは、たとえ被害者が言論へのアクセスを持つ場合であっても不当である、「批判者が同じ攻撃を執拗に続けるような場合には、その都度対抗言論で対応せよと要求するのはフェアではなかろう。そのような攻撃は、論争を発展させる意味をもち、むしろ「いやがらせ」と同じであって、表現の自由を保障する目的に貢献しないと思われる。」<sup>13)</sup>

(b) これに対して、「対抗言論の法理」を否定する考え方がある。中村壽宏は、サイバースペースはそういった「自由奔放な」言論にさらされる場であることを承知で足を踏み込むことが求められるような特殊な世界ではなくなっているとの認識から、反論可能性があったとしても、反論によって社会的評価の低下を回復することもできるかもしれないという程度のものであり、生じた名誉毀損について法的措置を取ることに對する妨げにはならないと主張する<sup>14)</sup>。

(c) [05] 判決のように、名誉毀損的発言の違法性をその前後の加害者、被害者双方の発言の全体から判断すべきことは、往々にして口頭や文書での双方の激しい応酬合戦となり、一方からの名誉毀損の訴えに対して相手方からも名誉毀損の反訴が起こされることもある名誉毀損紛争では当然のことでもあった。電子会議室や掲示板での論争などが、時に中傷誹謗的内容を含むとしても、1個の発言だけからは違法性が認定できず、その発言の原因となった発言、その後の被害者側からの発言を総合判断する必要があることは否定できない<sup>15)</sup>。この場合には、何も「対抗言論の法理」というまでもないことであろう。

これに対し、[06]判決の意味での「対抗言論の法理」についてはやはり疑問である。まず、[06]判決に即してコメントしたように、少なくとも既に生じた損害については、賠償請求が認められるべきである。また、確かに、原状回復や差止請求については反論がなされていることによって誤解が解消されるなどし、現に社会的評価の低下という権利侵害状態が存在しない以上は改めて認める必要はない。しかし、被害者本人が反論するのは権利であって、自ら反論することによって名誉毀損状態を解消しなければならないという義務まで認められるかどうかは疑問である。反論権が活字メディアの編集権を打破するアクセス権として主張されてきた本来の局面<sup>16)</sup>とは異なり、電子会議室や掲示板という反論が容易な技術的可能性が存在するものの、被害者の行使は任意なのであって、加害行為に対して救済を求めることができない（自ら反論するしかない）というには慎重な考慮が必要ではないかと考える。

確かに、反論権に関する私見は活字メディアによる名誉毀損を念頭に、もっぱら反論能力の非対等性（かりに反論請求が認められたとしても効果的な反論が個人に可能か）を理由として消極的に考えてきた<sup>17)</sup>。この理由について言えば、インターネットによる反論は積極的に肯定されてもよいことになる。しかし、インターネットは簡便に利用できるだけに執拗な攻撃を受けやすく、これに対して被害者をしてつねに反論で対抗せよというのは酷な場合もあると考える。この点、高橋和之は批判者が「同じ攻撃を執拗に続ける」ときは名誉毀損の成立を認める。「執拗」というのが、どの程度であるのかは個々の判断になるだろうが、総合的に考えるべきである。回数だけでなく、発言内容、発言の経過なども重視すべきである。「対抗言論の法理」が違法な名誉毀損の成立を絶対的に認めないものと考えないならば、[05]の判断のように加害発言の違法性の判断要素の一つとして考慮されることで足りると考える。そして、[05]判決は、高橋の言う「執拗」な場合であって、もはや反論の限界を超えているということもできよう<sup>18)</sup>。

(d) なお名誉毀損的発言が繰り返し行われ易いのも、匿名による発言であるからだとして、このような発言は顕名の発言よりも保護すべき程度が低いのではないかとする考え方も見られる<sup>19)</sup>。「07」「2ちゃんねる事件」も、加害者が匿名であることが名誉毀損を容易にしているという考えを示している。しかし、発言の匿名性が確保されなければなしえない告発や批判もありうることを考えれば、匿名発言が一般に保護の価値の低いものということには決してならないと考えるべきであろう<sup>20)</sup>。

## 加害者の匿名性とプロバイダの責任

### (1) 問題状況

名誉毀損的発言を行う者がハンドルネームなどを用いているため、そのような発言によって攻撃を受けた者は同じ場で反論は可能であるが、電子会議室や掲示板の管理人に対して発言の削除などを求めることが考えられる。管理人やシステムオペレーターに名誉毀損的発言に対する削除などの何らかの行為義務があり、これを怠った場合に被害者に対する不法行為責任を生じさせるか（ひいてはプロバイダの使用者責任を生じさせるか）が論じられてきた。この作為義務が認められないとなると、名誉毀損を受けたと考える者は、直接の加害者に対して損害賠償請求、原状回復請求、差止請求などを求めて訴えることになる。しかし、加害行為はハンドルネームなどを用いて匿名性を持って行われるのが常であるから、被害者は加害者の特定のためにプロバイダに対して加害行為者に関する情報の提供を求めざるを得ないことになる。

以下では、まず、加害者が匿名のために生じた問題として、プロバイダの作為義務、加害者についての情報開示義務に関するプロバイダ責任制限法制定前の問題状況について整理しておきたい。

(2) システムオペレーターの作為義務

(a) 判決例

[01] 東京地判平成9年5月26日判時1610号22頁「ニフティサーブ事件第1事件」

[理由] 前述の通り、名誉毀損を認めた上で、システムオペレーターである  $Y_2$  の削除義務については概要次のように判断した。 $Y_2$  は  $Y_1$ （プロバイダであるニフティサーブ）とのフォーラム運営契約で、特定のフォーラムの運営管理を委託されており、他人を誹謗中傷するような内容の発言が書き込まれた場合の対処もその一部であること、システムオペレーターには、当該発言を削除し、他の会員の目に触れないようにすることが可能であること、名誉毀損された者自体には発言を他の会員に読まれないようにする手段がないこと、フォーラムの運営管理にあたりシステムオペレーターが準拠すべき会員規約、運営マニュアルには他人を中傷誹謗したりまたはその虞のある発言は削除されることがある旨の規定があること。これらの点から、システムオペレーターは、「条理に照らし、一定の法律上の作為義務を負うべき場面もある」と説く。その上で、システムオペレーターは書き込まれる発言を事前にはチェックできないこと、本件発言がなされたときには、 $Y_2$  はシステムオペレーターの業務を専門に行っているものではなかったこと、書き込まれる発言が膨大な数になる可能性もあるので、「書き込まれる発言の内容を常時監視し、積極的に右のような発言がないかを探知したり、全ての発言の問題性を検討したりというような重い作為義務を負わせるのは、相当でな」く、また、システムオペレーターの行為が、「会員のフォーラムを利用する権利に重大な影響を与えるもの」であり、「名誉毀損にあたるか否かの判断が困難な場合」もありうることから、「他人の名誉を毀損する発言が書き込まれていることを具体的に知ったと認められる場合には、当該スオペには、その地位と権限に照らし、その者の

名誉が不当に害されることがないように必要な措置をとるべき条理上の作為義務があったと解するべきである」とする。

[07] 東京地判平成14年6月26日判時1810号78頁「2ちゃんねる事件」

原告：原告らあるいは原告会社（動物病院）又は原告（動物病院獣医）のいずれかの名前が挙げられ、又は、原告らの名前の一部を伏字にするものの、原告らを指し示すことが容易に推測される文言が記載された。

被告：2ちゃんねる掲示板の設置管理者、直接加害者：匿名。原告会社、原告それぞれに対して2,000,000円の損害賠償と掲示板からの文言削除を認容。

[事実] Xらは、Yの運営するインターネット上の電子掲示板「2ちゃんねる」上で、Xらの名誉を毀損する発言が書き込まれたにもかかわらず、Yがそれらの発言を削除するなどの義務を怠り、Xらの名誉が毀損されるのを放置し、これによりXらは精神的損害などを被ったとして、それぞれYに対して250万円の損害賠償と、名誉権または民法723条に基づき掲示板上的名誉毀損発言の削除を求めた。

[理由] 本件掲示板は約330種類のカテゴリーに分かれ、1日約80万件の書き込みがあり、削除人はそれを業とする者ではないボランティアであることからすると、他人の権利を侵害する発言が書き込まれているかを常時監視し、削除の要否を検討することは事実上不可能である。「以上のような諸事情を考慮すると、Yは、遅くとも本件掲示板において他人の名誉を毀損する発言がなされたことを知り、又は、知り得た場合には、直ちに削除するなどの措置を講ずるべき条理上の義務を負っているものというべきである。」

本件は、[08]東京高判平成14年12月25日判時1816号52頁で、被告の控訴が棄却されている。なお、プロバイダの責任ではないが、それとの比較において参考となる判決に前出の「都立大学事件」における情報教育担当教員の削除義務に関する判断がある。

[04] 東京地判平成11年9月24日判時1707号139頁「都立大学事件」

[理由] Y<sub>2</sub>の不法行為責任については、情報教育担当教員が有する削除義務は名誉毀損の被害者保護のためではなく都立大学教育研究用情報処理システムの信用を維持するという都立大構成員全体の利益のためである。そうだとすると、ネットワークからインターネット経由で外部にコンピューターウィルスを流す行為がなされたり、他のコンピューターシステムを破壊するような行為がなされたときには管理者はこの行為を認識したときには防止する措置を取るべきであるが、名誉毀損の場合は基本的には被害者と加害者が利害関係を有する当事者であり、ネットワーク管理者が名誉毀損的発信を妨げるべき義務を被害者に対する関係においても負うのは、「名誉毀損文書に該当すること、加害行為の態様が甚だしく悪質であること及び被害の程度が甚大であることなどが一見して明白であるような極めて例外的な場合に限られるものというべきである。」

(b) 学 説

[01]「ニフティサーブ第1事件」は、システムオペレーターに削除義務があるのかどうかについての議論を呼び起こしたが、当初の論点は、そもそもシステムオペレーターが名誉毀損を被ったユーザーやユーザー以外の第三者に対して、当該の発言を削除したり、編集したりする権限を有するのかという点であった。システムオペレーターは、有償または無償のボランティアとしてプロバイダから監理の委託を受けている者であり、そうすると、システムオペレーターがフォーラムの運営・管理の一部として他人を誹謗中傷する内容の書き込みに対処すべきなのは、プロバイダとの関係であり、ユーザーやユーザー以外の者に対してではないことになるからである（もっともユーザーに対しては、プロバイダのフォーラムを安全快適に運営すべき義務の履行補助者として位置付けられる可能性はある）。また、名誉毀損的な発言をした者に対しては、ほとんどの場合の会員規約には他人を誹謗中傷するような発言は削除する旨の規約があることが発言削

除の義務を根拠づけることは理解できても、被害者の名誉保護を直ちに根拠づけるものではないのではないかという問題指摘をしつつ、新美育文は、ユーザー以外の者に対する義務については、「問題発言の事前の審査が行われていたような、編集権類似のもの存在が必要」だとした<sup>21)</sup>。

プロバイダがたんに情報を媒介するだけの存在(通信)であるならば、プロバイダがその内容について干渉することは問題であり、他方、主体的な表現であるとするれば、「編集」とみることも考えられよう<sup>22)</sup>。確かに、もしプロバイダに編集権があると考えられるならば、プロバイダ自身が第一次的発言者として責任を問われ得るとみるべきであろう<sup>23)</sup>。もっとも、どの程度の編集権を認めるのかと言えば、自主規制に委ねられざるを得ない。編集権行使の程度、つまり発言の削除修正などの度合はプロバイダによって異なることになり、発言者の表現の自由が不当に制限される懸念がある。この点、規制基準はプロバイダの判断に委ねても、ユーザーはプロバイダを選択できるので問題が無いとする見解もあるが<sup>24)</sup>、ユーザーのプロバイダ選択基準はそのような編集権の留保だけではなく、料金や種々のサービス内容などに着眼することも大きいと思われるので、実際には問題を残すと思われる。

しかし、そもそもこのプロバイダの編集権という考え方は、かなり原則的にプロバイダの削除や修正の可能性を認めるようになる。そのためか、その後の議論では、編集権については取り上げられることはなくなり、個別的局面でシステムオペレーターに削除義務があったのかどうかという観点から議論は進み、[01]判決が示した具体的基準の妥当性が検討されていったといえよう。その際、焦点になったのは、システムオペレーターはボランティアとしてプロバイダから委託を受ける場合も多く、また、発言数に較べて人数は極めて限られていることから、プロバイダに積極的な名誉毀損的発言の発見義務まで課することができるのか、それとも、発見した場合には何らかの対処を求められることに限定されるのかであった。[01]判決は後者の立場であり、[04]判決も同様に管理者の認識を前提として

いる。発言の「常時監視」「全ての発言の問題性を検討」を求めるものではないことは現状からすればやむを得ぬものとすべきであろう<sup>25)</sup>。

これに対して、「[07]」「2ちゃんねる」事件の場合には、管理者が名誉毀損的発言を知っていた場合のみならず、「知り得た」場合にも削除義務違反を認めている。「2ちゃんねる」のシステム上、「本件掲示板においては、管理者である Y において利用者の IP アドレス等の接続情報を原則として保存せず、その旨を明示していることにより、匿名で利用することが可能であり、利用者が意図しない限り、利用者の氏名、住所、メールアドレス等が公表されることはない。したがって、本件掲示板における発言によって名誉を毀損された者が、匿名で名誉を毀損する発言をした者の氏名などを特定し、その責任を追及することは極めて困難である。」名誉を毀損されたと考える者は本件掲示板内の削除掲示板にスレッドを立てて削除依頼をし、削除人による削除を待つしかない。チェックの現実的可能性の困難さは [01][04] と共通の前提になっていると考えれば、[07] のいう「知り得た」場合とは、被害者側からの申し出があったのに具体的に発言のチェックなどが行われなかった場合と考えるべきであろう。

もっとも、かりに問題のありそうな発言がシステムオペレーターに確認されたり、申出に基づいて認識されたとしても、本当に発言が削除すべき名誉毀損に該当するのかどうかの判断は困難である。誤った削除は、当該発言者から逆に損害賠償請求を受けるなどの法的責任を追求されかねない。そこで、高橋和之は、システムオペレーターに削除義務が生じるのは名誉毀損が「明らか」な場合に限定すべきであると主張する<sup>26)</sup>。町村泰貴も、最高裁の名誉毀損の違法性阻却の基準である真実であると信ずるに相当の理由が加害者にあったことの証明がシステムオペレーターに求められることは、直截の発言者ではない以上重すぎ、「よほど明白な名誉毀損でない限り原則として削除義務違反に問われない」と主張する。その意味で、「[04]」「都立大学事件」の要求水準が妥当であるという<sup>27)28)</sup>。

(3) 情報開示請求

プロバイダ責任制限法制定以前に、プロバイダに対する加害者の情報開示が求められた事件としては前出[06]がある。

[06] 東京地判平成13年8月27日判時1778号90頁「ニフティサーブ第2事件」

原告：ハンドルネーム「A～E」、途中から本名に変更、被告：ニフティサーブ株式会社、直接加害者：ハンドルネーム「神名」。請求棄却。

[事実] Xは、平成7年10月、パソコン通信サービス提供などを業とするY(ニフティサーブ)と会員契約を締結し、Yからパソコン通信サービスの提供を受けていた。ところが、Yの他の会員Aは、Xが被害妄想を持っている、学歴を詐称しているなどの名誉毀損および侮辱の書き込みをした。そこで、Xは、YがAの氏名、住所を隠匿したことと、書き込みに対して適切な措置をとらなかったとして慰謝料100万円とAの氏名および住所を開示するよう求めた。

[06]では名誉毀損の存在がそもそも否定されたので、氏名や住所の開示の可否には触れられることがなかった。しかし、プロバイダには電気通信事業法3条で検閲の禁止、同4条での通信の秘密の保護が定められ、同104、105条による刑罰規定を伴って禁止されているため、発信者に関する情報開示には重い歯止めがかかっているのである。この点も踏まえ、プロバイダの削除義務、削除した場合の発信者に対する免責、情報開示請求、開示した場合の発信者に対する免責を定めるプロバイダ責任制限法が制定された。この法律は、プロバイダの責任に関するものであるから、もちろんと述べた当事者間での名誉毀損の成立に関する従来の問題には触れるところがなく(その意味で従来議論をさらに深める重要性は変わらない)、こので提起した課題について応えようとしているものである。以下では、での検討を踏まえ、まだ数が限られているが同法制定後の判決と議論を若干検討しておきたい。

## プロバイダ責任制限法施行後の課題

### (1) プロバイダの削除義務

#### (a) 削除などの送信防止措置をとらなかった場合の責任（法3条1項）

プロバイダが削除すべき義務を負う場合の明確化と、電気通信事業法の例外を設けて発信者情報の開示を一定程度可能にしたのが、2002年5月27日施行のプロバイダ責任制限法である。

プロバイダの削除義務をめぐっては、従来の判決例では削除しないことによって社会的評価が低下したりプライバシーを侵害されたとして、被害者側から削除義務違反を理由に損害賠償請求されるケースばかりであった。しかし、可能性としては、削除されたことが不当であるとして、発信者側からプロバイダへの損害賠償請求が行われる場合もあり得る。したがって、プロバイダ責任制限法3条はプロバイダの両責任を制限する規定を置いた。

#### (ア) 規 定

法3条1項は、プロバイダなどが権利侵害情報の送信防止措置をとることが技術的に可能な場合であって、かつ、次の要件を満たす場合でなければ、被害者に対して損害賠償責任を負わないと定める。

情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。

情報の流通を知っており、情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき。

#### (イ) 課 題

法3条1項の列举する の場合は[01][04]判決と同様、認識を前提としており、 が付け加わっている分だけプロバイダの削除義務が認められる範囲は拡大している<sup>29)</sup>。しかし、 の具体的な適用場面としては、被害者側からの申し立てがあったのに確認を怠ったために権利侵害を見逃し

たような場合が考えられるから、そうすると[07]「2ちゃんねる事件」のようなケースをカバーするものといえるだろう。

このように権利侵害の認識や少なくとも情報流通の認識は前提としているので、従来の判決例のレベルを超えてプロバイダやシステムオペレーターに監視義務(積極的に認識しようとする義務)が強化されたわけではない。むしろ、知らない方が責任を免れやすいということになりかねないが、常時監視義務までは課さないことが許容されてきたのは、困難な中でも一定数のシステムオペレーターを置き、ネット倫理にもとる利用を防ぐ努力がなされ、向上が図られてきたからである。常時監視義務は法定されてはいないが、認識可能性を現在以上に拡大していくべき必要性は存在しつつづけているといえる。

(b) 通信防止措置を講じた場合の責任制限(法3条2項)

(ア) 規 定

プロバイダ等が通信防止措置を講じた場合であっても、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われた場合、次のいずれかに該当する場合は、賠償責任を生じない。

プロバイダ等が当該情報によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるにつき相当の理由があったとき。

自己の権利を侵害されたとする者から、権利侵害情報、侵害された権利、権利侵害の理由を示してプロバイダ等に送信防止措置を講ずるよう申出があった場合に、プロバイダ等が当該情報の発信者に対し、当該情報等を示して当該侵害防止措置を講ずることに同意するかどうかの紹介をした場合に、当該情報発信者が照会を受けた日から7日を経過しても同意しない旨の申出がないとき。

(イ) 課 題

不当に侵害されていると信じるに相当の理由があるときとは、一般に名誉毀損の成立要件として問題になる発言者自身に発言内容が真実であると信じるに相当の理由があるのかを問う免責要件<sup>30)</sup>とは異なり、第三者で

あるプロバイダの視点からの判断である。プロバイダには発信者自身のよ  
うに裏付などを取ることは要求できないが、具体的判断基準は明白で  
はない。プロバイダの主体的能力に標準を合わせれば、かなり免責範囲を  
広げる運用になることも考えられる<sup>31)</sup>。逆に高度な水準を求める運用にな  
れば、プロバイダの責任が広く認められすぎることになる<sup>32)</sup>。

この場合に削除された発言者に対する責任が免除されるかどうかは論じ  
られてこなかったが、被害者が権利侵害行為を中止したり、権利侵害の原  
因が除去することによって加害者に対する責任が生じるとは考えられない。  
被害者の権利が認められることは、すなわち加害行為が違法であることを  
前提とするからである。プロバイダという第三者が介入することにより必  
要となる固有の制度といえよう。

これまでの判決例では「明白な名誉毀損」のある場合に限り削除義務を  
認める考え方はあった。従って、権利が不当に侵害されているときにのみ  
削除義務を認めるという立法も考えられたが、3条1項ではそのような立  
場は採用されなかった。にもかかわらず、2項では不当な権利侵害があっ  
たと信じるに相当の理由があった場合にのみ削除しても発信者に対して免  
責されるとしたため、不当かどうかは分からないが権利侵害があったと信  
じるに相当の理由があった場合には、プロバイダは送信停止措置をとれば  
2項の発信者に対する免責を得られず、送信停止措置をとらなければ1項  
の被害者に対する責任を負うという矛盾を生じている<sup>33)</sup>。送信停止措置を  
とるべきであるにもかかわらず発信者に対する免責を得られないのはおか  
しいから、統一的な処理をすべきと考える。

の発信者からの申出がないときに免責されるという規定で、被害者か  
らの申出のあったことの発信者への紹介は直接には義務付けられていない。  
申出があって、漫然と放置した場合には1項で責任を生じる可能性もあり、  
また、削除する場合には現実にはまず書き込みをした発信者本人に確認を  
するのが通常であろう。それで発信者に対する免責可能性を生じるならな  
おのことである。したがって、その限りで、間接的にはあるが、発信者

への問い合わせを促進することにはなっていない。

(1) 発信者情報開示請求

(a) 発信者情報開示請求権(法4条1項)

(ア) 規定

自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときに限り、プロバイダ等に対して発信者情報の開示を請求することができる。

侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。

当該発信者情報が当該開示を請求する者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

そして、開示請求できる発信者情報の内容については、「プロバイダ責任法4条1項の発信者情報を定める省令」が以下のように定める。

発信者その他の侵害情報の送信に係る者の氏名又は名称。

発信者その他の侵害情報の送信に係る者の住所。

発信者の電子メールアドレス(電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう)。

侵害情報に係るIPアドレス(インターネットに接続された個々の電気通信設備(電気通信事業法(昭和59法律第86号)の2条2号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。)を識別するために割り当てられる番号をいう)。

前号のIPアドレスを割り当てられた電気通信設備から開示関係役務提供者の用いる特定電気通信設備に侵害情報が送信された年月日及び時刻。

(イ) 課題

開示請求の相手方とされている「開示関係役務提供者」には電子掲示板

のサーバー管理者が入るのはもちろん、発信者に IP アドレスを割り当てたインターネットサービスプロバイダも、発信者の住所、氏名という被害者の権利行使に不可欠な情報を多くの場合把握していることから、当然に開示請求の相手方となりうる。単なる経由プロバイダについては、開示を求めなければ発信者が特定できない場合も考えられないわけではないが、より慎重な判断が必要である<sup>34)</sup>。このほか、最近になって、ピア・ツー・ピア方式によるファイル交換ソフトを用いて自己のプライバシーを侵害されたとして、発信者の通信設備とインターネットを媒介したプロバイダに対して開示請求を認めた例が出ている。

[09] 東京地判平成15年9月12日平成14年(ワ)第28169号最高裁ホームページ(2003年10月25日現在)「ウインエムエックス事件」

<http://courtdomino2.courts.go.jp/Kshanrei.nsf/webview/5A36610CEDF3B3B349256>

原告：(詳細不明)、被告：株式会社パワードコム、直接加害者：ハンドルネーム「kokoko942」(ユーザー 942)。住所氏名の開示請求をプロバイダ責任制限法 4 条に基づいて認容。

[事実] Xらは、ピア・ツー・ピア方式によるファイル交換ソフト「ウインエムエックス」を用いてインターネットを経由した情報により自己のプライバシーを侵害されたとし、当該情報の流通にあたって発信者側の通信設備とインターネットとの間の通信を媒介したインターネット・サービス・プロバイダ事業者である Y(株式会社パワードコム)に対し、プロバイダ責任制限法 4 条 1 項に基づき、上記発信者の氏名および住所の開示を求めた。

[理由] ウインエムエックスによる電子ファイル送信が、プロバイダ責任制限法 4 条 1 項の「特定電気通信」に該当するか。「ウインエムエックスのユーザーが、自己のコンピュータ内のウインエムエックス共有フォルダに電子ファイルを記録し、その後、当該電子ファイル



IP アドレスなどの原告が知らない発信者情報の開示が請求された。

[理由] 「送信行為自体を行った者が特定されているような場合であっても、その余の発信者情報の開示を受けることにより、当該侵害情報を流過程に置く意思を有していた者、すなわち、当該送信行為自体を行った者以外の「発信者」の存在が明らかになる可能性があるから、原告（被害者）が当該侵害情報の「発信者」を特定し、その者に対して損害賠償請求権を行使するためには、上記の総務省令が定めるすべての発信者情報の開示を受けるべき必要性があるというべきである。」

(b) 開示請求を受けたプロバイダの義務等（法4条2項以下）

(ア) 規 定

法4条2項は、1項で開示の請求を受けた者は、当該開示の請求に係る侵害情報の発信者と連絡することができないその他特別の事情がある場合を除き、開示するかどうかについて当該発信者の意見を聴かなければならないと定める。

法4条3項は、1項の規定により発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報のみだりに用いて、不当に当該発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為をしてはならないと定める。

法4条4項は、1項の規定による開示の請求に応じないことにより当該開示請求をした者に生じた損害については、故意又は重大な過失がある場合でなければ、賠償の責に任じないとして、免責の余地を認めている。

(イ) 課 題

法4条1項では、権利侵害が明らかであることが要求されている。これは、客観的な権利侵害（社会的評価の低下）のみを指すのではなく、違法な名誉毀損の存在を指すと解されるから、プロバイダの負担は重い。プロバイダとしては、発信者情報を開示しなかったときには免責条項が設けられているのに、万一誤って名誉毀損が存在するものと判断して開示した場

合の電気通信事業法の刑罰に対する免責はないということになれば、開示に対し抑制基調になることは必至であろう<sup>35)</sup>。

被害を訴える者からの請求に対して、プロバイダが任意に開示に応じない場合は訴訟によらざるを得ないが、最大の利害関係人である発信者が開示請求の訴訟当事者とはならない問題は残る<sup>36)</sup>。「2ちゃんねる」のようにシステム上プロバイダが何らかの措置をとらなければ対処できない場合はあるが、やはり松本恒雄が指摘するように、「紛争解決促進協力義務」のようなものをプロバイダに認め、被害を訴える者と発信者への仲介プロセスを踏めば、プロバイダには(重大な過失はもちろん)過失が認められることはなく、免責されるとみることが適切であると考え<sup>37)</sup>。

- 1) 名誉毀損とは客観的な社会的評価の低下であり、単なる名誉感情の侵害とは区別される(最判昭和45年12月18日民集24巻13号2151頁)。
- 2) この問題のアウトラインを示すものとして、潮見直之「情報社会と名誉毀損」竹田稔=堀部政男『新裁判実務体系9 名誉・プライバシー侵害関係訴訟法』(2001年・青林書院)58頁以下、内田晴康・横山経通編著『[第4版]インターネット法 ビジネス法務の指針』(2003年・商事法務)38頁以下、71頁以下、五十嵐清『人格権法概説』(2003年・有斐閣)101頁以下。
- 3) 山口いつ子「パソコン通信における名誉毀損」法時69巻9号92頁(1997年)。
- 4) 高橋和之「パソコン通信と名誉毀損」ジュリ1120号80頁(1997年)。
- 5) 加藤新太郎「パソコン通信における名誉毀損」判タ965号68頁(1998年)。
- 6) 町村泰貴「サイバースペースにおける匿名性とプライバシー(一・二)」亜細亜法学34巻2号71頁,81頁,35巻1号71頁(2001年)。
- 7) ニックネームやイニシアルなどの匿名で行われる名誉毀損の成否の問題は従来から一般的に論じられている。五十嵐・前掲注(2)35頁以下参照。
- 8) 齋藤博「判批」私法判例リマックス17号72頁(1998年)。
- 9) 手嶋豊「判批」法教206号17頁(1997年),同「いわゆるニフティサーバ事件第一審判決」判時1628号189頁(1998年)。
- 10) 奥平康宏『ジャーナリズムと法』(1997年・新世社)234頁以下,松井茂記『マス・メディア法入門[第2版]』(1998年・日本評論社)115頁以下。
- 11) 和田真一「名誉毀損の特定的救済」山田卓生=藤岡康宏『新・現代損害賠償法講座2』(1998年・日本評論社)118頁以下。
- 12) 松井茂記『インターネットの憲法学』(2002年・岩波書店)200頁以下。
- 13) 高橋・前掲注(4)ジュリ1120号80頁。

インターネット上の名誉毀損における当事者の匿名性をめぐる問題（和田）

- 14) 中村壽宏「名誉毀損」サイバーロー研究会編・指宿信編集代表『サイバースペース法』（2000年・日本評論社）161頁以下。
- 15) 飯田耕一郎編著『プロバイダ責任制限法解説』（2002年・三省堂）58頁。
- 16) 山口俊夫「反駁権 フランス法を中心として」有泉亨監修『現代損害賠償法講座 2 名誉・プライバシー』（1972年・日本評論社）267頁以下，安次富哲雄「ドイツ法における反論請求権」琉大法学28号189頁以下，29号87頁以下（以上1981年），31号113頁以下（1982年），松井・前掲注(10)255頁以下，五十嵐・前掲注(2)281頁以下。
- 17) 和田・前掲注(11)125頁以下。
- 18) 加藤・前掲注(5)判タ965号68頁。
- 19) 町村「判批」判タ1104号85頁（2002年）。
- 20) 芦部信喜『現代人権論』（1974年・有斐閣）136頁以下，市川正人『ケースメソッド憲法』（1989年・日本評論社）140頁以下。
- 21) 新美育文「判批」法教205号73頁，76-77頁（1997年）。
- 22) 憲法21条も1項では表現の自由を保障し，2項で通信の秘密を保障している。松井・前掲注(12)99頁以下参照。
- 23) 平野晋「ユーザーの名誉毀損行為に対するISPの民事責任（上・下）」判タ1002号45頁，42頁，1003号88頁（1999年）。
- 24) 高橋「インターネットと表現の自由」ジュリ1117号26頁（1997年）。
- 25) 小向太郎「インターネット・プロバイダーの責任 会員の情報発信をめぐって」ジュリ1117号19頁（1997年）。
- 26) 高橋・前掲注(4)ジュリ1120号80頁。
- 27) 町村・前掲注(19)判タ1104号85頁。
- 28) これらの議論では，システムオペレーターが名誉毀損的発言を少なくとも認識しつつ，なお削除などの処置をとらなかった場合には義務違反が認められるということである。この義務違反は違法性を構成するのか過失を構成するのであろうか。不法行為に基づく損害賠償請求ではいずれにしても責任を発生させないので結論に変わりはないが，削除請求が名誉に基づく妨害排除ないしは差止請求として求められた場合には結論を異にすることになる。後者であれば，過失がなくとも請求が認められるからである。岩崎邦生「インターネットに掲載された書き込みなどの削除を求める仮処分」判タ1078号169頁（2002年）参照。
- 29) 町村「ネットワークトラブルとISPの責任」L & T 15号32頁以下（2002年）。
- 30) マスメディアの名誉毀損の成立要件としての報道内容を真実と信ずるべき相当性があるかどうかについては，裏付け取材の仕方などかなり厳しい判断がなされる傾向にある。五十嵐・前掲注(2)48頁以下。
- 31) 松本恒雄「違法情報についてのプロバイダーの民事責任」ジュリ1215号114頁（2002年）。
- 32) 松井・前掲注(12)240頁。
- 33) 町村・前掲注(29)L & T 15号33頁。
- 34) 2003年4月25日朝日新聞（大阪本社）朝刊の記事によると，たんにホームページへの中傷書き込みに経由しただけのプロバイダの守秘義務を重視し，責任制限法の安易な拡張解

釈は許されないとした東京地判平成15年4月24日(未公表)がある。

- 35) 町村・前掲注(29)L & T15号34頁。
- 36) 町村・前掲注(29)L & T15号35頁。松本・前掲注(31)ジュリ1215号115頁は、結局、プロバイダ責任制限法の立法当初議論されたように、開示請求訴訟によらなければ開示されないのと同じになってしまうことを懸念する。森亮二も、[09]の判例紹介「パスワードコム事件(東京地判平15・9・12)」NB L771号6頁(2003年)で問題を指摘している。
- 37) 松本・前掲注(31)ジュリ1215号112頁。

この研究は、平成11年度科学研究費補助金(基盤研究(C))「サイバースペースにおける秩序と法の総合的研究」(研究代表 大瀬戸豪志教授)に基づく研究成果の一部である。